

様式第1の3(第5条関係)

第 号  
年 月 日

一般財団法人環境優良車普及機構  
代表理事 堀家 久靖 殿

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により取得する補助対象車両に係る  
財産処分(抵当権の設定)について

標記について、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業))交付規程」第5条第5項及び第8条第1項第九号に基づき「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知)第2の1に準じて、様式第1の4の処分について承認を求めます。

様式第1の4

1 処分の種類 抵当権の設定

2 処分の概要

補助事業者 ※リースを利用する場合にあつては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあつては、貸渡し先の氏名または名称、事業者番号（数字12桁）及び住所		
車名 及び型式			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A - B)
令和8年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定） 予定年月日
※該当するものに○を付す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助財産を取得する資金の確保のため。</li> <li>補助事業者の事業の資金繰りのため（当該抵当権設定を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの）。</li> </ul>					

注 処分制限期間(A)について、積載量2トン以下の場合は3年、積載量2トン超の場合は4年。